

事業者検査に向けた対応について

1. 設工認・使用前検査等の現状

①設工認

- ・ これまでに3回の設工認認可を取得
 - 第1回分 : すべての設備を対象
 - 第2, 3回分 : 使用済燃料貯蔵設備本体（金属キャスク, 貯蔵架台）
及び計測設備（蓋間圧力監視装置, 表面温度監視装置）が対象
 - ・ 第1回分のうち一部の設備*は, 新規制基準による変更認可申請を実施, 現在審査中
 - ・ 第2, 3回分については, 変更認可申請は現状未実施
- * : 貯蔵建屋, 金属キャスク, 貯蔵架台, 受入れ区域天井クレーン, 搬送台車

②使用前検査

- ・ 第1回分 検査中（設備によっては実質的に検査が完了しているものもある）
- ・ 第2回分 検査中
- ・ 第3回分 検査未実施

③溶接検査（溶接施工者による申請）

- ・ 第1回分 検査完了（合格証受領）
- ・ 第2回分 検査完了（合格証受領）
- ・ 第3回分 検査中

2. 今後の対応について（ご相談事項）

- ①新規制基準による変更認可を本年4月以降に得た場合は, 新検査制度による事業者検査として実施することでよいか。
- ②すでに認可を取得し, 新規制基準の要求に照らし変更認可を要さない設備（既認可設備）については, 炉規制法附則の「なお従前の例による」に従い使用前検査として継続して実施いただけることよいか。（=新規制基準の要求に照らし変更が無いことを事業者として説明が必要）
- ③変更認可対象である金属キャスクの場合, 既存の「使用前検査申請」と今後の「使用前確認申請」の手続き等はどのように整理するべきか。
- ④既認可設備の使用前検査については, 性能検査の要領書が未制定であるが, 今後規制庁殿に制定いただけるのか。
- ⑤検査中の第3回分溶接検査については, 炉規制法附則の「なお従前の例による」に従い溶接検査として継続して実施いただけることよいか。

以上